解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

東京都千代田区有楽町一丁目六番八号

財団法人日本福祉教育奨学財団

代表清算人　日比谷平四郎

解散公告（第一回）

当企業年金基金は、平成二十六年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

和歌山県和歌山市梅原五七九―一

ＮＫワークス企業年金基金

清算人　中田　峯雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

北九州市八幡西区光貞台二丁目四番一八号

財団法人生命科学総合研究所

代表清算人　岡村　裕

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

北海道登別市中央町六丁目一一番地

登別市土地開発公社

清算人　松橋　學

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

北海道室蘭市幸町一番二号

室蘭市土地開発公社

清算人　寺島　孝征

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年三月三日福島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

福島県いわき市平字新田前五番地の一七

医療法人大峯内科

清算人　大峯　英昭

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月三十一日茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目一番一号阿見町役場内　阿見町中郷土地区画整理組合

代表清算人　宮本　敏正

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月十七日東京都知事の認可を得て解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

東京都港区六本木三丁目四番二四号

六本木三丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　平井　敏雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月二十六日豊田市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

愛知県豊田市西町四丁目五番地

豊田宮上土地区画整理組合

清算人代表　永田　智久

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条第一項の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

滋賀県守山市木浜町一五八番地の一

社団法人びわ湖水底質浄化協会

清算人　藤田　哲司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月七日開催の理事会及び評議員会の決議並びに平成二十六年三月二十八日京都府知事の認可により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

京都市南区東寺東門前町七三番地

学校法人京都工業総合学園

清算人　長谷川　明

解散公告（第二回）

当企業年金基金は、平成二十六年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

大阪府吹田市豊津町九番一号

ＴＩＳグループ企業年金基金

清算人　竪山　雅昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年三月三日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

北海道名寄市西二条南三丁目一〇番地

医療法人社団岡崎内科

清算人　岡崎　賢子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月二日開催の理事会の決議及び平成二十六年三月三日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

北海道沙流郡日高町富川南四丁目二番四七号

医療法人社団富川駅前クリニック

清算人　谷井　広樹

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月二十日北海道知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

北海道中川郡幕別町札内北栄町二番地一二

幕別町札内北栄土地区画整理組合

代表清算人　尾藤　征司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日開催の社員総会の決議及び平成二十六年三月三日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

札幌市手稲区曙三条二丁目四番三号

医療法人社団横山内科

清算人　横山　道夫